

知財の広場

特許権とは“利用権”

特許の考え方について2種を紹介します。

A社：「知財は技術者に任せている、費用は模倣対策保険」と考える

- 売れる商品の企画を考える。
 - 技術部門が新商品を作り、他社に模倣されないよう要点を特許出願。
 - 特許出願したが権利範囲が広すぎたので狭くして登録した。
- ＞特許は自社の技術を模倣された場合に使用禁止、損害賠償を求めるもの。

B社：「知財は大企業も従わざるを得ない強力な事業ツール」と考える

- 「こんな特許があったら顧客の行列ができてしまうネタ」のプレストを開催。
 - 技術を知らない営業担当ができもしない夢物語を言い出すが、
「それができたら素晴らしい、実現シナリオを考えてくれ」と経営者。
 - 技術開発に着手し、販売パートナーを選び、競争でなく仲間にする特許を考える。
- ＞特許はライセンスしたり、他社との協業に利用し事業発展につかうもの。

自由主義経済では「事業とは競合と自社が顧客の獲得競争をすること」とみなせます。
すると①顧客が欲しがる発明 ②競争に勝つ、もしくは共創で売るのが事業活動。
独占権のある特許で競争するか共創するか、どちらも考え方次第です。

■特許とは“利用権”と考える

長らく「特許権は独占権。模倣・追従抑止ツール」と考えてきましたし、今も多くの企業の特許のイメージかと思いますが、上記のA社は利用権を自社だけと考える、B社は他社許諾で事業拡大を考えているという違いにすぎません。特許は利用権なのです。
考えてみれば小説、絵、音楽は著作物の他社利用を前提に事業が成り立っています。

モノからコトの時代になり、ITを利用したSolutionが未体験のサービスを生み出す今、“こんなことができしてほしい”から始まる事業構想や利用権による事業展開という視点が適しているのではないのでしょうか。プレストされる場合ぜひお声掛けください。